

# 特定外来生物 ブルーギル



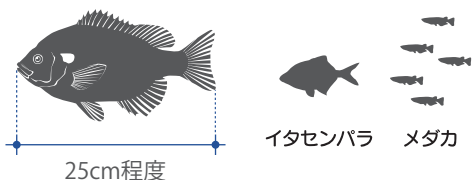
ブルーギルはサンフィッシュ科の淡水魚です。1960年代に日本に持ち込まれ、いまや日本全国に広がっています。肉食性が強いですが、餌になる動物が少ない場合には水草を食べ消化することができるといわれています。繁殖力、定着力ともに高く、他の水生生物を捕食し、生態系へ影響を与えるため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、**特定外来生物**に指定されています。

## ブルーギルとはこんな魚

体は緑褐色で、10本ほどの細い縞模様があります。



えらぶたに紺色の丸い模様があります。  
ブルーギルという名前は「青いえら」という意味です。



体長は25cm程度になります。

初夏に、川や湖沼の底が砂や小さな礫の場所にオスがすり鉢状の産卵床を掘り、メスが産卵します。オスは一定期間卵を守ります。



ブルーギルの卵

釣り魚として利用され、一部では鑑賞魚としても利用されてきました。※現在は、放流や許可なく飼育することは法律で禁止されています。



フィッシングの対象魚

全国各地でブルーギルの駆除が行われています。釣ったり網ですくったり、トラップを仕掛けたり、電気ショッカーでマヒをさせたりと、様々な手法が用いられています。捕獲以外では、繁殖を妨害するために人工産卵床を設置する方法もあります。



かご網



地曳網

## ブルーギルによる被害

非常によく増え、昆虫類、植物、魚類、貝類、動物プランクトンなど様々な水生生物を捕食するため、河川や湖沼の生態系に大きな影響を及ぼします。在来種がどんどん減ってしまい、ブルーギルだらけになってしまった池も多数あります。あまりにも多くのブルーギルが網にかかって、漁業への障害となる例も琵琶湖などの湖や沼で起きています。



大繁殖したブルーギル

国の天然記念物に指定されているイタセンパラもブルーギルなどの外来魚に捕食されて減少しています。

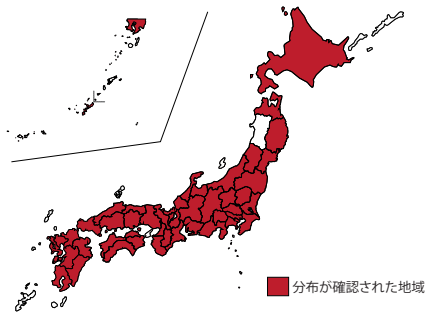


イタセンパラ



ブルーギル

## ブルーギルの分布図



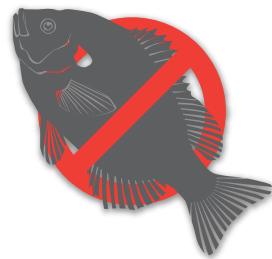
■ 分布が確認された地域

国立研究開発法人 国立環境研究所「侵入生物データベース」より

## 増やさないために

ブルーギルを飼育したり、生きたまま運んだり、別の場所に放したりしないでください。ブルーギルが増えることで日本古来の在来種の減少につながってしまいます。

ブルーギルの運搬、放出などの行為は法律で禁止されています。



## 外来生物被害予防3原則

- 1 入れない**  
悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない**  
飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない**  
野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

## 特定外来生物とは

ブルーギルは  
特定外来生物に  
指定されています。

もともと日本にいなかった生物(外来生物)のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、放出など原則として禁止しています。違反した場合は罰金や懲役が科されます。

### 【特定外来生物に関するお問い合わせ】



環境省 近畿地方環境事務所 野生生物課

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMM8F TEL:06-4792-0706 FAX:06-4790-2800

【協力】 大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター  
上原 一彦  
淀川水系イタセンパラ研究会  
河合 典彦(大阪府立新豊崎中学校教諭)

【制作】

有限会社 a 環境研究所  
エー環境研究所